

東浦町地域公共交通会議事務処理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、東浦町地域公共交通会議設置要綱（平成19年10月1日決裁）第9条の規定に基づき、東浦町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の庶務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 交通会議の庶務を処理するため、交通会議に事務局を置く。

2 事務局は、総務部防災交通課に置く。

3 事務局長は、東浦町総務部長をもって充てる。

(所掌事務)

第3条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 交通会議の会議に関すること。

(2) 交通会議の資料作成に関すること。

(3) 交通会議の庶務に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関すること。

(専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

(1) 事務局の運営に関すること。

(2) 物品の購入その他交通会議の運営に必要な契約の締結に関すること。

(3) 物品及び現金の出納に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関する事項については、東浦町文書管理規程（平成20年東浦町訓令第6号）の例による。

(公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、寸法、用途、個数及び保管者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、東浦町公印規程（昭和41年東浦町規程第4号）の例による。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、交通会議の庶務に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年6月22日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	寸法 (mm)	用途	個数	保管者
東浦町地域公共交通会議会長の印	東浦町地域公共交通会議会長之印	21×21	一般文書用	1	事務局長